

宿泊旅行統計調査 用語の解説（年間報告書より抜粋）

宿泊施設

旅館業法に基づく営業許可を得ているホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの施設をいう。

従業者数

従業者とは、当該宿泊施設で働いているすべての人をいう（実人員数）。派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該施設に来て働いている人、下請として他の会社など別経営の事業所から来て働いている人を含む。なお、宿泊施設以外の施設（遊園地、ゴルフ場、スキー場、プール等）を併設している場合で、会計上も宿泊施設営業と他の事業を分けている場合は、宿泊施設営業に従事している人のみとした。

宿泊目的割合

宿泊者の宿泊目的割合とは、「観光・レクリエーション」及び「出張・業務」の宿泊目的の2区分の割合をいう。

延べ宿泊者数

延べ宿泊者数とは、各月における宿泊者（寝具を使用して施設を利用するもの。子供や乳幼児を含む。）の延べ人数をいう。

実宿泊者数

実宿泊者数とは、各月における宿泊手続をした人数をいい、子供や乳幼児も1人とした。

外国人延べ宿泊者数

外国人延べ宿泊者数とは、各月における外国人（日本国内に住所を有しないもの）の宿泊者の延べ人数をいう。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な施設は、日本国籍を有しないものを外国人宿泊者として回答しても差し支えないこととした。

外国人実宿泊者数

外国人実宿泊者数とは、各月における外国人の宿泊手続をした人数をいう。

利用客室数

利用客室数とは、各月における宿泊者が利用した客室数をいう。

施設所在地

施設所在地とは、宿泊施設が所在する都道府県又は市区町村をいう。

居住地

調査票第1号様式及び第2号様式においては、「県内」（宿泊者の住所が当該宿泊施設と同じ都道府県内にある）か「県外」（都道府県外にある）かの2区分をいう。なお、外国人は、「県外」に含めた。

調査票第3号様式においては、宿泊者の住所の都道府県をいう。なお、外国人は、「国外」としている。

国籍（出身地）

国籍（出身地）とは、宿泊者が提示した旅券の国又は地域をいい、日本国籍を有する国外居住者は「その他」に含めた。

なお、北欧地域とは「スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド」、中東地域とは「イスラエル、トルコ、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート」をいう。

定員稼働率

定員稼働率とは、延べ宿泊者を総収容人数で除して算出したものをいい、総収容人数とは、収容人数に各月の日数を乗じて算出したものをいう。

客室稼働率

客室稼働率とは、利用客室数を総客室数で除して算出したものをいい、総客室数とは、客室数に各月の日数を乗じて算出したものをいう。